

虐待が疑われる場合の対処方法について

※特記事項

- 疑いの段階で通告してもらっても問題ない
- 情報提供の意図であっても、内容次第で見相としては通告として取り扱うことがある
- 個人の判断ではなく組織として判断して通告することが大事

1 心理的虐待が疑われるとき

- ・保護者の言葉づかいが荒い
 - ・子どもを大声で怒鳴る
 - ・「しばくぞ！」「殴るぞ！」等と子どもを脅す
- 子どもの体に傷痕がないか確認してほしい
(ある場合は「3 身体的虐待があるとき」へ)
- 子どものおびえ具合を見てほしい。その場
では無理でも、後日子どもの家庭への拒否感
(例：家への帰り渋り等)を確認してほしい
(→次ページへ)

- 深刻な場合は、心理的虐待であっても子どもの一時保護も含めて検討になります。その場合、子ども本人の意思が重要です。(拒否された場合は説得が必要)
- 一般的には、保護者への注意等にとどめることが多いです
- ・子育てのやりにくさから、虐待行為につながっている場合が多く、保護者の困りごとに寄り添うことから始めてください
 - ・保護者の対応を咎めるというより、保護者の苦労・思いを受け止めることが重要です。そのうえで、保護者が落ち着いてから怒鳴る行為等自体はかえってマイナスになること、ほめて伸ばす手法や環境を整える手法の大事さを改めて説明してもらう方法が良いです。※特に放課後等デイサービスでの成功体験をまじえて伝えてもらえたらと思います。

2 身体的虐待が疑われるとき

- ・子ども本人から、親に叩かれた旨の話が出る
 - ・保護者から、子どもに手が出てしまう旨の話が出る
 - ・子どもに原因不明の傷痕がある
- 子どもの体に傷痕がないか確認してほしい
(ある場合は「3 身体的虐待があるとき」へ)
- 傷痕がない場合でも、子どもの怯え具合、家庭への拒否感が強い場合は、一時保護も含めて検討になる。
- 傷痕がなく、子どもの拒否感も深刻でない場合は、心理的虐待と同様、支援的関わりが中心になるが、**その後も子どもの傷痕等の様子を注意して見守ってもらう必要がある。**

3 身体的虐待があるとき

- ・原因不明瞭な傷痕があるとき
 - **速やかに傷痕の写真を撮ってほしい**
(時間の経過とともに傷痕が回復するため)
 - 傷痕がある場合は、原因が明らかかな場合を除き、児相に相談してほしい。
 - 保護者への対応の仕方は相談しながら進めていくことになる
 - 児相への相談後、必ず一時保護になるものではないことに留意を

関係機関の児童虐待の早期発見について

児童虐待防止法第5条第1項

学校，児童福祉施設，病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，保健師，弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は，児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，**児童虐待の早期発見に努めなければならない。**



同法第7条第1項

市町村，都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては，当該通告を受けた市町村，都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長，所員その他職員及び当該通告を仲介した児童委員は，その職務上知りえた事項であって**当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。**

令和2年4月1日から、親権者等による体罰の禁止が法律に明記された。

※現在民法改正(親権者の懲戒権削除)も検討中

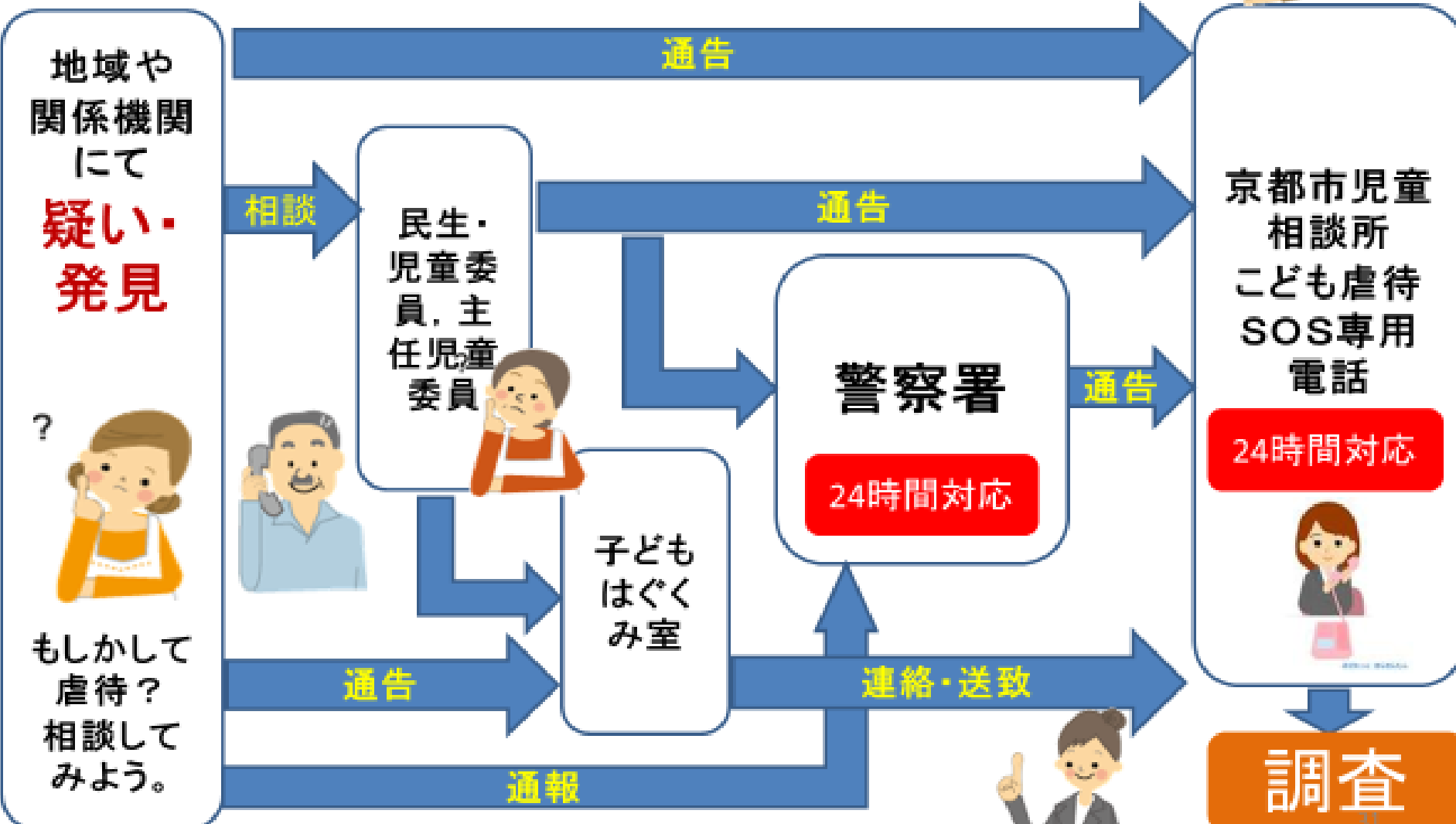
児童虐待の防止等に関する法律

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、**体罰を加えること**その他民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を**超える行為により**当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

通告



発見から支援へ

できるだけ多くの目で見守り，支援をしましょう。

「子どもの安全が守れているか」の視点で。

子どもはぐくみ室

保育所・保育園

民生・児童委員，主任児童委員

こども園・幼稚園

住民の方々

医療機関

学校・教育委員会

警察

児童館・学童保育所

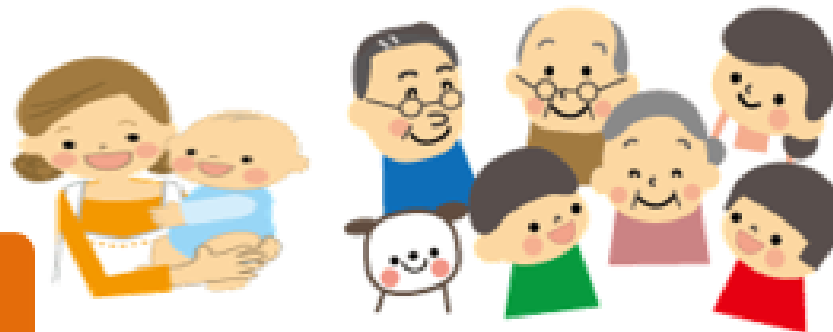
弁護士会

里親・児童福祉施設等

各民間団体

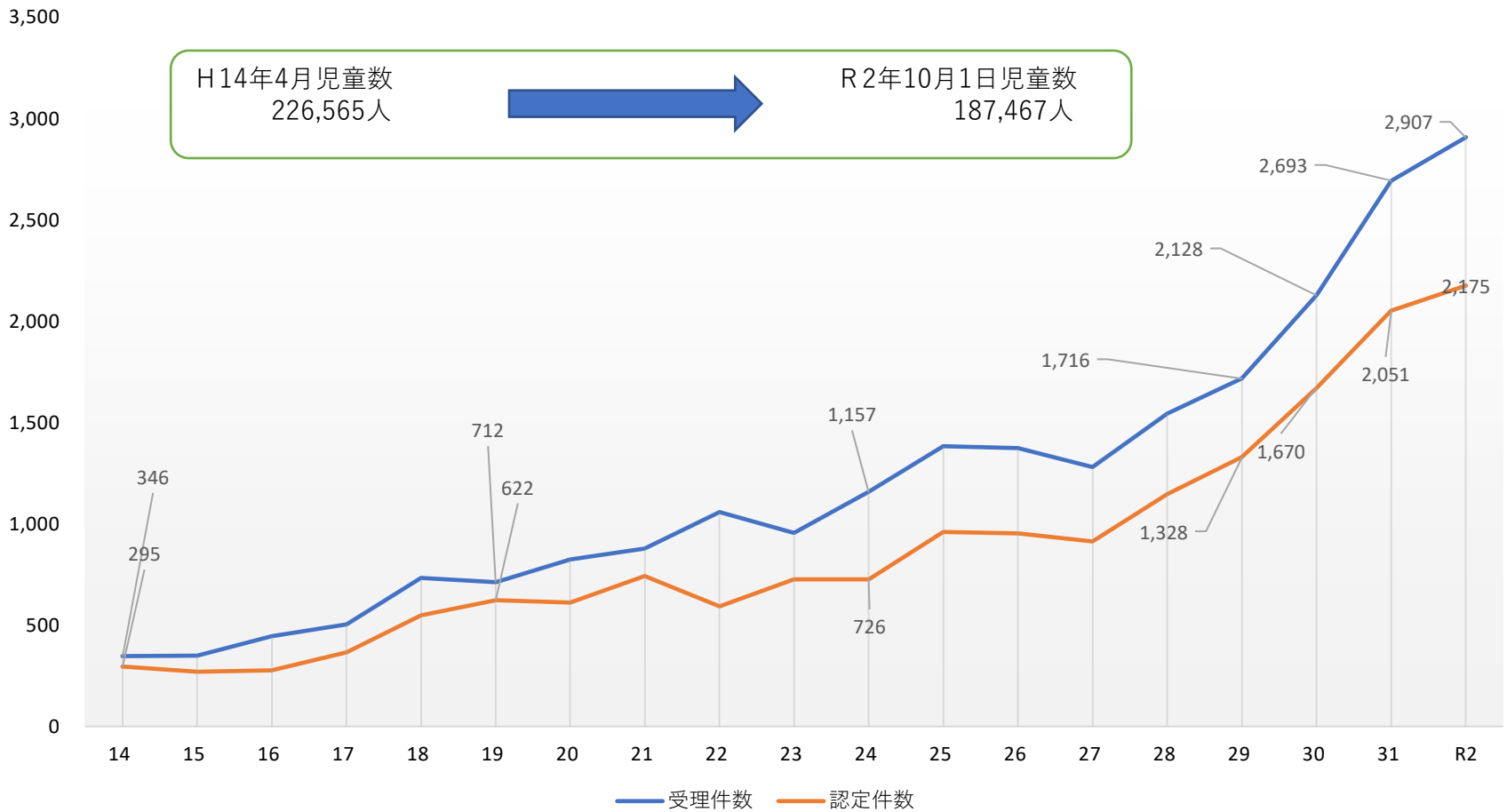
児童相談所

子どもにかかわる機関



統計及び 近年の動向

児童虐待相談・通告受理件数及び認定件数の推移



一時保護実施件数(虐待以外の養護・育成・非行相談等も含む)の推移(H24年度～令和3年度)

